

託送供給約款の変更の認可について（減区申請）

（趣旨）

東京瓦斯株式会社から、平成31年4月4日付けで経済産業大臣あてに託送供給約款の変更の認可申請があり、4月8日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答についてご確認いただく。

なお、今回の託送供給約款の変更の認可申請は、既存区域の減少（減区）を行うためのもの。

主なポイント

1. 経緯

東京瓦斯株式会社は、一部の供給区域について、日本瓦斯株式会社の供給区域と重複していることが判明したため、平成31年3月27日付けでガス事業法第40条の規定に基づき、重複していた供給区域の減少変更の許可を受けた。

上記の減少変更を託送供給約款に反映するため、東京瓦斯株式会社より平成31年4月4日付けで託送供給約款の変更の認可申請（ガス事業法第48条第2項）がなされ、大臣より意見を求められたところ。（同法第177条第1項第7号）。

2. 申請の概要

（ア）主な変更内容

「（別表第12）供給区域等」の一部変更

（変更前）

千葉県富里市
日吉倉

（変更後）

千葉県富里市
日吉倉のうち
字松ノ木のうち 6-25～26, 6-28～30, 9-1～6, 10-2～4, 10-12～19,
11-3～11, 13-9～13, 13-18, 25-4, 25-9, 字塚根, 字桜小路, 字城ノ腰,
字花輪, 字古山, 字向台, 字駒走, 字稻荷谷津, 字離山, 字太田谷津,
字新田, 字谷田, 字木戸前, 字新田前, 字堂メキ, 字間松

（イ）実施期日

2019年5月1日

3. 認可申請に係る意見について

申請内容について、ガス事業法第48条第4項第2号、第5号及び第6号に照らし、適合していると認められるため（資料4―1）、認可することに異存がない旨、回答することとしたい（資料4―2）。

< (別表第 1 2) 供給区域等 >

現行の小売託送供給約款	備 考
(別表第 1 2) 供給区域等	
この別表第 12 は、平成 31 年 4 月 1 日から実施いたします。	変 更
1. 供給区域	

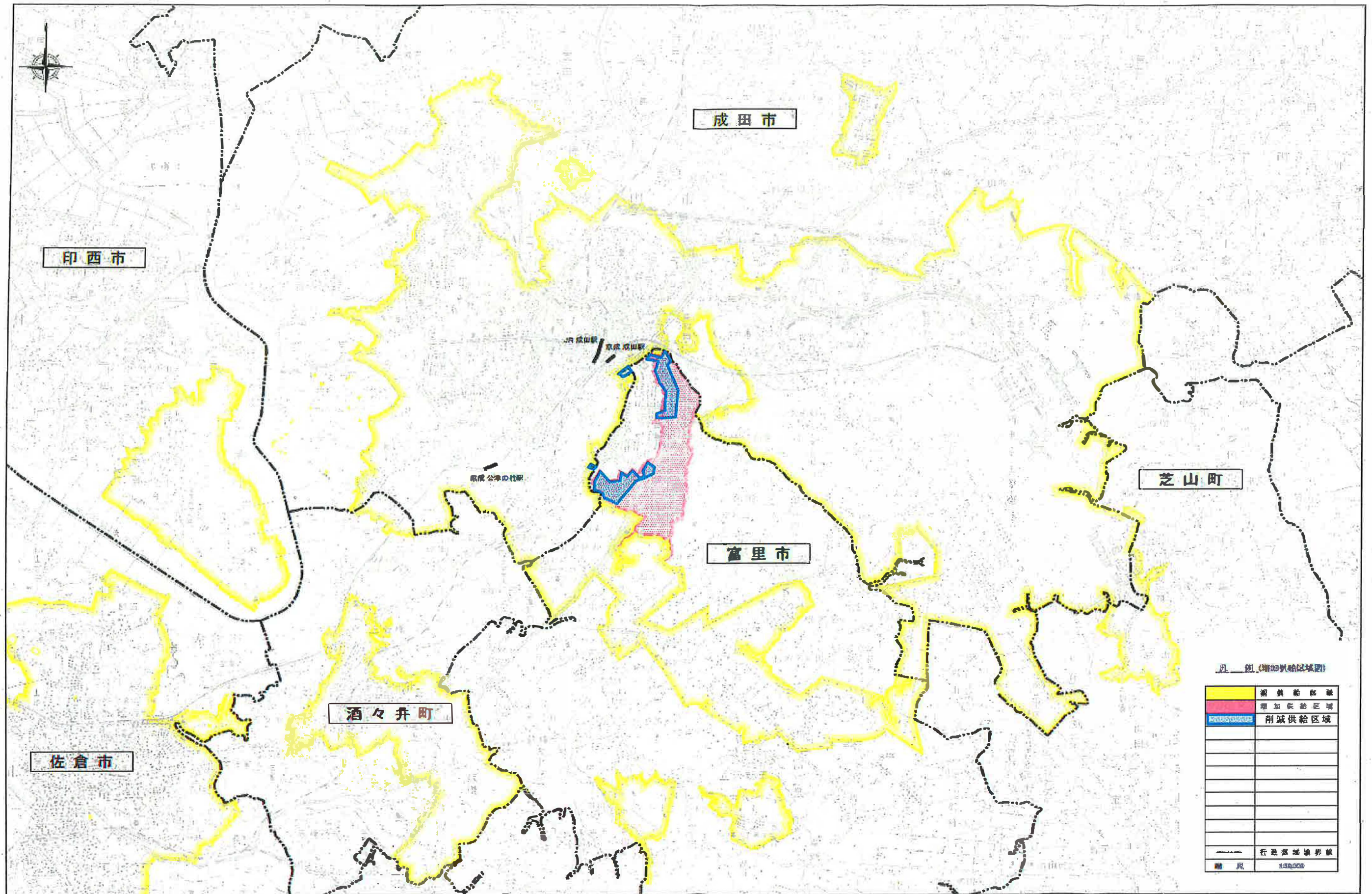
変更後の小売託送供給約款
(別表第 1 2) 供給区域等
この別表第 12 は、 <u>2019 年 5 月 1 日</u> から実施いたします。
1. 供給区域

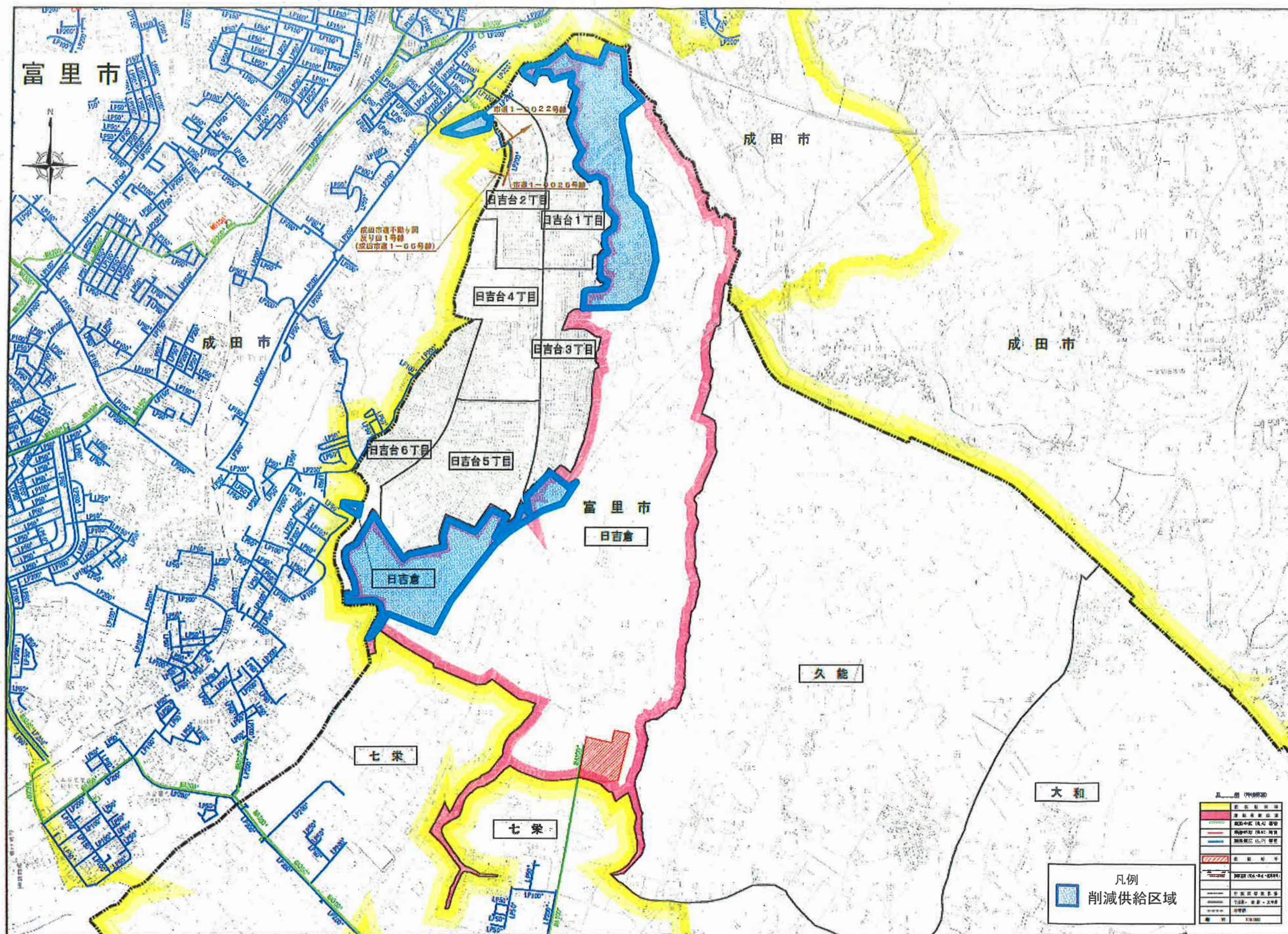
< 1. 供給区域 (1) 東京地区等 (45MJ 地区) >

届出済みの小売託送供給約款		備 考
千 葉 県	富里市 高野のうち 字太本，字道祖谷 ．．．．． 根本名のうち 国道 296 号線以南 <u>日吉倉</u> 日吉倉 2 丁目のうち 成田市道不動ヶ岡反り田 1 号線（成田市道 1－65 号線）以北かつ富里市道 1－0025 号線以西かつ富里市道 1－0022 号線以南 美沢（ただし，旧中沢字牧野であった地域及び旧立沢字イノ前野であった地域を除く。）	変 更

変更後の小売託送供給約款	
千 葉 県	富里市 高野のうち 字太本，字道祖谷 ．．．．． 根本名のうち 国道 296 号線以南 <u>日吉倉のうち</u> <u>字松ノ木のうち 6-25～26， 6-28～30， 9-1～6， 10-2～4， 10-12～19， 11-3～11， 13-9～13， 13-18， 25-4， 25-9， 字塚根， 字桜小路， 字城ノ腰， 字花輪， 字古山， 字向台， 字駒走， 字稻荷谷津， 字雕山， 字太田谷津， 字新田， 字谷田， 字木戸前， 字新田前， 字堂メギ， 字間松</u> 日吉台 2 丁目のうち 成田市道不動ヶ岡反り田 1 号線（成田市道 1－65 号線）以北かつ富里市道 1－0025 号線以西かつ富里市道 1－0022 号線以南 美沢（ただし，旧中沢字牧野であった地域及び旧立沢字イノ前野であった地域を除く。）

(参考2)
 平成31年3月27日付けで
 減少変更の許可を受けた区域(青)





資料4－1

託送供給約款の変更の認可について

電力・ガス取引監視等委員会事務局

一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について、ガス事業法第48条第4項に照らし評価する。

■事業者名：東京瓦斯株式会社

■ 事務局審査結果		
ガス事業法第48条第4項 4 経済産業大臣は、第一項本文(第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。		
1	料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。	—
2	第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。	今般の東京瓦斯株式会社の変更認可申請にて減少される供給区域は、従前から日本瓦斯株式会社の供給区域であり、同区域に東京瓦斯株式会社の導管からガス供給を受ける需要家はない。また、東京瓦斯株式会社の他の供給区域の需要家の負担増にもならない。こうしたことから、ガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれはないと言える。
3	料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。	—
4	一般ガス導管事業者及び第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。	—
5	特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。	同区域に東京瓦斯株式会社の導管からガス供給を受ける需要家はいないことから、本申請は、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない。
6	前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。	今般の変更認可申請は、東京瓦斯株式会社の一部供給区域と日本瓦斯株式会社の供給区域との重複状態解消のための申請であり、同区域に東京瓦斯株式会社の導管からガス供給を受ける需要家はなく、東京瓦斯株式会社の他の供給区域の需要家の負担増にもならないことから、公共の利益の増進に支障はない。
■ 事務局の審査結果		
申請内容について、ガス事業法第48条第4項第2号、第5号及び第6号に照らし、適合していると認められる。		

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の変更の認可について（回答）

平成31年4月8日付け20190404資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款の変更の認可については、認可することに異存ありません。

(参考条文)

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

第三十八条 経済産業大臣は、第三十五条の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(略)

四 供給区域

(略)

第四十条 一般ガス導管事業者は、第三十八条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(略)

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、同項本文の認可を受けた託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

(略)

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 一般ガス導管事業者及び第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

(略)

第百七十七条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

(略)

七 第四十二条第一項若しくは第二項、第四十四条第二項又は第四十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項ただし書の認可をしようとするとき。

(略)

経済産業省

官 印 省 略
20190404資第1号
平成31年4月8日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給約款の変更の認可について（協議）

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第177条第1項第7号の規定により、別添の申請に係る同法第48条第2項において準用する同条第1項本文の規定に基づく託送供給約款の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

(東京瓦斯株式会社申請書 (社印墨塗り))

託送供給約款変更認可申請書

072-2019 : 033
2019 年 4 月 4 日

経 済 産 業 大 臣
世 耕 弘 成 殿

東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号
東京瓦斯株式会社
代表取締役 田 高

ガス事業法第 48 条第 2 項の規定により、次のとおり託送供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変 更 の 内 容	別紙のとおり
実 施 期 日	2019 年 5 月 1 日

別紙

変更の内容

小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）を、次のとおり変更する。

1. 「（別表第 12）供給区域等」の 実施の期日を次のとおり変更する。
「この別表第 12 は、平成 31 年 4 月 1 日から実施いたします。」

とあるを

「この別表第 12 は、2019 年 5 月 1 日から実施いたします。」

と改める。

2. 「（別表第 12）供給区域等」を次のとおり変更する。

（1）千葉県富里市

富里市

高野のうち

字太本，字道祖谷

.....

根木名のうち

国道 296 号線以南

日吉倉

日吉倉 2 丁目のうち

成田市道不動ヶ岡反り田 1 号線（成田市道 1－65 号線）以北かつ富里市道 1－0025 号線以西かつ富里市道 1－0022 号線以南

美沢（ただし、旧中沢字牧野であった地域及び旧立沢字イノ前野であった地域を除く。）

とあるを

富里市

高野のうち

字太本，字道祖谷

.....

根木名のうち

国道 296 号線以南

日吉倉のうち

字松ノ木のうち 6-25～26，6-28～30，9-1～6，10-2～4，10-12～19，11-3～11，

13-9～13，13-18，25-4，25-9，字塚根，字桜小路，字城ノ腰，字花輪，字古山，

字向台，字駒走，字稲荷谷津，字離山，字太田谷津，字新田，字谷田，字木戸前，

字新田前，字堂メキ，字間松

日吉倉 2 丁目のうち

成田市道不動ヶ岡反り田 1 号線（成田市道 1－65 号線）以北かつ富里市道 1－0025 号線以西かつ富里市道 1－0022 号線以南

美沢（ただし、旧中沢字牧野であった地域及び旧立沢字イノ前野であった地域を除く。）

と改める。

添 付 書 類

1 変更を必要とする理由

2 新旧供給約款対照表

変更を必要とする理由

千葉県富里市日吉倉については、平成 29 年 3 月 15 日付（20161228 資第 24 号）で供給区域の変更（増加）の許可をいただきましたが、一部、日本瓦斯株式会社の供給区域と重複していることが判明したため、一部供給区域を削減し、2019 年 3 月 27 日付（20190326 資第 5 号）で供給区域変更の許可を受けております。

そこで、当社の託送供給約款を適用するため、同約款の別表第 12 に当該地区を記載するべく、本申請を行うものです。

新 旧 对 照 表

< (別表第 1 2) 供給区域等 >

現行の小売託送供給約款	備 考
(別表第 1 2) 供給区域等	
この別表第 12 は、平成 31 年 4 月 1 日から実施いたします。	変 更
1. 供給区域	

< 1. 供給区域 (1) 東京地区等 (45MJ 地区) >

届出済みの小売託送供給約款		備 考
千葉県	富里市 高野のうち 字太本, 字道祖谷 根木名のうち 国道 296 号線以南 日吉倉 日吉倉 2 丁目のうち 成田市道不動ヶ岡反り田 1 号線 (成田市道 1-65 号線) 以北かつ富里市道 1-0025 号線以西かつ富里市道 1-0022 号線以南 美沢 (ただし, 旧中沢字牧野であった地域及び旧立沢字イノ前野であった地域を除く。)	変 更

変更後の小売託送供給約款
(別表第 1 2) 供給区域等
この別表第 12 は、2019 年 5 月 1 日から実施いたします。
1. 供給区域

変更後の小売託送供給約款	
千葉県	富里市 高野のうち 字太本, 字道祖谷 根木名のうち 国道 296 号線以南 <u>日吉倉のうち</u> <u>字松ノ木のうち 6-25~26, 6-28~30, 9-1~6, 10-2~4, 10-12~19, 11-3~11, 13-9~13, 13-18, 25-4, 25-9, 字塚根, 字桜小路, 字城ノ腰, 字花輪, 字古山, 字向台, 字駒走, 字稻荷谷津, 字離山, 字太田谷津, 字新田, 字谷田, 字木戸前, 字新田前, 字堂メキ, 字間松</u> 日吉台 2 丁目のうち 成田市道不動ヶ岡反り田 1 号線 (成田市道 1-65 号線) 以北かつ富里市道 1-0025 号線以西かつ富里市道 1-0022 号線以南 美沢 (ただし, 旧中沢字牧野であった地域及び旧立沢字イノ前野であった地域を除く。)